

平成27年度 事業計画書

平成27年3月16日

公益財団法人 ニッセイ緑の財団

★事業計画書での復興支援事業の位置づけと記載について

【前提認識】

1、公益法人の実施する公益目的事業についての審査

公益認定の対象であり、その内容の変更は、公益認定等委員会の変更認定（申請後最長4ヶ月の審査を受ける）または変更の届出の対象となる。

2、東日本大震災からの復興支援事業の審査上の位置づけ

迅速な実施が公益法人に求められるという事業の性格及び促進を図る観点から、開始時、収束時ともに変更認定の対象外とされている。

3、当財団の復興支援事業の位置づけ

既存事業の中で復興支援に役立つものを被災地で実施することから開始したが、公益法人の責務として復興支援ニーズに的確に対応する観点から、既存事業では変更認定との関係が論点となる事業も実施している。

具体的には下表の網掛けチェックポイントに該当するか否か。

復興支援事業	公益目的事業別表	チェックポイント事業区分
施業の実施	16号、17号	事業区分非該当
森林づくり ボランティア活動	16号	体験活動等
学校の森普及活動	7号	講座、セミナー、育成 +調査、資料収集
森のめぐみに触れる活動	7号	体験活動等

【事業計画書の記載】

わかりやすさの観点から、復興支援事業では項目と簡単な内容のみの記載にとどめ、既存事業の中で具体的に記載している。

【今後の方針】

今後も復興支援事業は当面継続するが、復興支援事業以外でも事業を実施できる態勢を目指すべく、平成28年度事業計画に向けて公益認定等委員会事務局と変更認定の可否について相談を開始する。

目次

	頁
概要	1
I 森林づくり事業	
1 行政機関との契約・協定等に基づく森林づくり	2
(1) 「法人の森林」制度に基づく森林づくり事業	
(2) 地方公共団体の関わる森林づくり事業	
2 行政機関・民間団体等による森林づくりへの支援	10
II 森林を愛する人づくり事業	
1 平成27年度の主要取組	11
2 各活動の具体取組	12
(1) 森林づくりボランティア活動	
(2) 学校の森普及活動	
(3) 森林のめぐみに触れる活動	
(4) 知識学習プログラム	
(5) 認知度向上取組	
III 復興支援事業	
1 森林づくり事業	16
2 森林を愛する人づくり事業	16

概要

平成26年度はサードディケードの2年目として、森づくりを財団事業のインフラ、差別化の軸と位置づけた上で「森林を愛する人づくり事業」の中で全国展開を目指す「学校の森普及活動」の本格化に取り組んできた。復興支援事業の学びも生かし、限られた財源の中で財団としてのプレゼンスの向上、公益の実現に寄与するような事業の形を目指して、引き続き重点的に取り組んでいくこととする。

森林づくり事業では、林業事業体との間で財団の目指す森林づくりを共有化することを第一義に、事業体や各都道府県の目線で求められる財団実務の再構築を進めたことから、内部統制の効いた実効性の高い適時適切な施業実施体制の構築による、よりきめ細かな成林可能性ランク運営が可能となった。新年度は、今まで以上に状況把握が進み、実務の体系化による前倒し運営が可能となったことから、財団の長期収支想定的前提となる施業や森の状況把握の新たな体系をPDCAによってよりよいものとしていくこととする。

また、森林づくりと森林を愛する人づくりを今迄以上に一体的に実施する新たな取組として、宮城県利府町の県有林で新協定を締結し、環境教育防災林のモデル林、多くの学校が参加できる開かれた学校の森、“森から考えるE S D^(注) 学びの森”として森林づくりを開始する。

森林を愛する人づくり事業では、中核と位置づける「学校の森普及活動」については、一年間の活動を踏まえ、学校目線による理念の改善、学校現場の知見を導入する有識者の協力体制の構築を図り、昨年度立ち上げた「学校の森フォーラム」の活性化を第一義として取り組む。具体的には、コンテンツの充実とフォーラム参加の動機付けの方策充実に取り組む。また、「学校の森フォーラム」会員間のオフサイト交流会および被災地で生まれた環境教育防災林を全国に広める機会として引き続き復興支援シンポジウムを開催する。

従来使用していた「森林環境教育」は人づくり全てに該当する概念であり、新年度は「森林のめぐみに触れる活動」と改称し、平成26年度から着手した“ニッセイの森”の間伐材活用を中心に新たな取組も含めた事業を推進する。

なお、認知度向上取組については、インターネットでの情報発信の充実に加え、先生を読者とする媒体や環境問題に関心の高い層に繋がるメディア、協力団体の拡大等充実を図る。

復興支援事業については、岩沼市千年希望の丘にドングリ学校の苗木を届けることで被災地とその他の地域を繋ぐ活動に取り組んでいく。

(注) E S Dは、Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育) の略

I 森林づくり事業

1 行政機関との契約・協定等に基づく森林づくり

(1) 「法人の森林」制度に基づく森林づくり事業

◇現況把握の進捗により、成林可能性ランクと活用度分類は一旦全ての森について判定が完了した。平成27年度は、実状に合わせた的確な洗替えを進める。

◇林業事業体との「森林施業のポイント」の共有化完了度については、引き続き適切に共有度合を把握し、改善に努める。

◇適時適切な施業を促進するため、従来の林相調査、施業要否確認、施業完了報告等の調査について、調査時期、調査内容等を見直し調査体系を再構築する。

ア 成林可能性ランク

成育状況に応じた的確なランク洗い替えと、ランクに応じた適時適切な施業を継続して実施することにより、Aランクの維持、B・CからAへのランクアップを目指し、成林可能性を高める。また、分類の精緻化を図るべくDランクを新設し、Cランクの定義を見直した。

ランク	各ランクの定義	箇所数 (対前年)	今後の方策
A	成林可能な森	158 (+5)	林齢に応じた施業の実施判断(※) 成林には問題はないが、獣害等を懸念すべき森については経過的に観察を実施
B	経過観察が必要な森	24 (▲4)	全件の十全な把握・対応実施により、将来的にAへのランクアップ
	B1 当面注視する森 (現段階で特定の追加施業不要)	21 (▲5)	毎年の被害状況等報告を通じ、最も注視していきべき森で、今後の施業内容・実施時期を十全に把握
	B2 通常の施業に加え、更新補助作業等を必要とする森	3 (+1)	適切な更新補助作業によりAへのランクアップ
	B3 直近の林業事業体の報告では、成林可能性ランクの判断情報が不足する森	0 (-)	現況確認により他ランクへ移動 (現在、対象の森なし)
C	現状で成林可能性なしと判断を確定している森(補植・改植、防護柵設置等により成林が可能か否かを判断することが必要)	4 (▲2)	詳細な調査を実施の上、補植・改植、防護柵設置等による計画的なランクアップを図る。但し、成林可能性が低いと判断すれば森林管理署へ分収造林契約の解除要請を行うこととしDへランクダウン
D	現状で再造林が困難であると判断し、森林管理署へ分収造林契約の解除要請を行う森	1 (-)	森林資産の取崩しを実施 該当は一宮の森のみ

また、現状で成林について問題ないと判断しAランクと位置付けているものの、注意を要する森について分類し、成育状況を適時適切に確認していく。

分類	内容	箇所数
獣害懸念	・現時点においては目立った被害は確認出来ていないものの、隣接した林相での被害や、少々の被害が確認されている森。	13
ツル繁茂	・つる切単独施業実施や、視察・報告書等におけるツル繁茂が確認されている森。	29
ギャップ発生	・視察・報告書等においてギャップ発生が確認できる森。	4

※ 施業実施判断の目安

① 除伐1回目実施前（概ね、11年生前後まで）

- ・下刈完了時の報告、また、下刈卒業後の成育状況報告を通じて、毎年状況を把握し、自然発生した高木性有用木をどの程度活かすか等、将来林相の見極め期間として重点管理

② 除伐1回目実施後～保育間伐実施前（概ね、12～25年生前後まで）

- ・施業予定年の前年に施業要否確認を実施
（造林木の生育状況、有用木の発生状況等を把握）
- ・施業実施年については、施業完了報告で林相等の状況を把握し、データを整理

③ 保育間伐以降（概ね、25年生以降）

- ・5年毎に成育状況報告を実施。
- ・活用度◎及び○の森については、成育状況報告ではなく財団の現況確認を実施。
- ・間伐実施の前年には、財団の現況確認を実施。

上記に関わらず、全期間を通じて5年毎に成育状況報告を実施することとし、活用度◎及び○の森については、財団の現況確認を実施することとする。

イ 活用度分類

(ア) 定義と活用方策

分類	各分類の定義	今後の活用方策
◎	下記①～③を満たす森 ①森までのアクセス（距離・林道の状況）及び傾斜等の立地条件が良い ②自治体の協力等地域一体での森林づくりや「学校の森フォーラム」参加校の発掘が期待できる ③林業事業者やその他団体による森の活用プログラムについての支援が期待できる	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、財団の現況確認による状況把握 ・歩道整備等、活用に必要な付帯事業の実施
○	日本生命の支社所在地からは上記①を満たさないが、近隣の営業拠点からは上記①を満たす森	<ul style="list-style-type: none"> ・施業ボランティア実施時期における有効活用
△	上記①を満たさない森	<ul style="list-style-type: none"> ・活用は予定しない

(イ) 活用度分類の精度の向上

平成26年度にて一旦分類を完了し、今後は実状に合わせた洗い替えを行っていく。

分類	平成25年度	変更数	平成26年度	平成27年度計画
◎	32	○→◎：2 △→◎：1	35(+3)	「学校の森フォーラム」への参加 勧奨活動や「自治体等の具体的な 協力」を働きかける
○	35	△→○：4 ○→◎：2	37(+2)	
△	82	△→◎：1 △→○：4	77(▲5)	現地視察等を通じた活用実態の 再確認
計	149		149	—

(注) ここでの箇所数は活動の単位として隣接する森は一箇所でカウント。

ウ 林業事業体との「森林施業のポイント」の共有化完了度

分類の精緻化を図るべく、各分類の定義を変更し、改めて分類を実施した。十分なコミュニケーションを図ることで「森林施業のポイント」の共有化の進展に取り組む。

(ア) 林業事業体との「森林施業のポイント」共有化完了度

ランク	各分類の定義	林業事業体数	今後の対応
A	共有化完了	24	林業事業体へ任せておいても施業方針に基づく適時適切な施業を期待できる
B	長期間接点がない、共有化が不十分等の理由により留意が必要	88	現地視察、成育状況報告、施業等の接点を活用しながら、共有化を進める
C	先方事情等により林業事業体の変更を検討	5	新たな林業事業体を選定する
	林業事業体状況確認中	1	飯舘の森担当の林業事業体について、将来的な施業実施可否等を確認する
	合計 ^(注)	118	—

(注) 森の担当として独立に動く支所を別カウントして林業事業体数を算出。

エ 平成27年度の施業・調査

(ア) 保育施業・・・A・B1の森への対応

施業	箇所 (面積)	実施 時期	内容	施業方針等
下刈	18箇所 (59ha)	1～10 年生	植栽木の育成促進を図るため、繁茂 状況等に応じ、苗木の成長を妨げる 雑草木等の刈払い	年2回刈の可否、施業 面積、終了時期等を慎重 に検討
ツル切	1箇所 (3ha)	随時	植栽木・高木性有用木の幹・枝に巻 き付き、育成を阻害するツルやクズ の除去（下刈り、除伐との当時実施 は除く）	施業実施が必要と判断 した箇所への個別対応
除伐 1回目	7箇所 (17ha)	11年生 前後	植栽樹種と周辺植生が競合した箇所 において、育成対象樹種の育成を阻 害する樹木を中心に除去	育成対象樹種として 高木性有用木がある 場合、選木などが発生 するため、林業事業体と 連携し、慎重に実施
除伐 2回目	6箇所 (16ha)	16年生 前後		
枝打1回目 (針葉樹、2m)	9箇所 (17ha)	15年生 前後	林内の光環境の改善による下層植生 の確保、病虫害からの予防等を目的 とし、枝の除去	ニホンジカ等動物の侵入 有無、近隣の食害有無等 を考慮して、実施可否を 慎重に判断
除伐2類 (針葉樹)	8箇所 (15ha)	20年生 前後	植栽樹種の本数密度が極めて高い場 合、1回目の保育間伐実行前に本数 削減	選木や伐採率等について 森林管理署等と個々相談
保育間伐 (針葉樹)	1箇所 (2ha)	20～30 年生前後	除伐後に樹冠が混みあってきて、植 栽木間の競争が激しく相互成長に有 害となり、或いは下層植生が少なく なっている場合に植栽木を適正な本 数密度に調整	選木や伐採率等について 森林管理署等と個々相談

(注) ①針葉樹については、30年生前後に「枝打2回目（4m）」を実施するが、平成27年度は該当箇所が無い。

②広葉樹については、下刈・ツル切・除伐は針葉樹と同様に実施し、保育間伐は35・55年生頃を予定。

(イ) 追加的保育施業（更新補助作業）・・・B2の森への対応（4箇所）

自然発生している高木性有用木の稚幼樹の育成を促進するための「刈り出し」や「地表処理」等の作業を実施する。（難易度が高く、事例を蓄積して今後活用する予定）

幌加内の森（北海道）、むつの森（青森県）、伊豆の森①②（静岡県）

(ウ) Cの森への対応

飯館の森を除くCの森については、平成27年度に改植を実施し、ランクアップを予定している。

名称	所在地	植栽年度	面積 (ha)	原因	対応計画
山形の森	山形県 西村山郡 山辺町	平成23年度	3.3600	干害による枯損	平成27年度改植予定
富士の森②	静岡県 富士市	平成6年度	2.5200	ニホンジカによる食害	平成27年度改植予定
富士の森⑧	静岡県 富士市	平成12年度	1.4600	ニホンジカによる食害	平成27年度改植予定
飯館の森	福島県 相馬郡 飯館村	平成8年度	2.5200	避難指示区域	状況把握に努め、対応策を検討
合計	4箇所		9.86		

(注) 足寄の森については、改植を行い、CランクからAランクへ変更

(注) 安心院の森および安芸の森については、調査の結果、CランクからB1ランクへ変更

(注) 飯館の森については、現時点では分収造林契約を継続、東電への損害賠償請求を実施

(エ) 成育状況等の調査・保育施業対象外で、状況把握が必要な森への対応

体系的な森の現況把握や森の状況に応じた適時適切な施業実行体制を構築するべく平成27年度より成育状況等の調査実施方法を変更することとする。

①成林可能性調査（計画なし）

従前の林相調査は、人工林の成長量の確認的意味合いの強いものであったが、財団の目指す森林づくりの趣旨に鑑み、実施時期の見直しも含め目的に沿った適切な調査体系に再構築する。

但し、新たにCランクに該当する等懸案のある森について、今後の成林の可能性、補植・改植の必要性、獣害対策の必要性、契約解除要請の是非等を判断するため、植栽木の残存状況、成長の程度、高木性有用木の発生状況、周辺を含む獣害発生の状態、土壌の侵食等の現況について詳細な調査を実施する。

②施業要否確認調査等（31箇所を計画）

調査目的に応じて名称を区分することとし、以下のとおりに整理する。

なお、財団の現況確認を実施する場合は、成林可能性調査以外の施業要否確認調査等は不要とする。

名称	内容	対象成林可能性ランク	計画箇所数
施業要否確認	・施業を予定している前年に最終実施判断の材料とするために実施（施業要否の前提として造林木の成育状況、有用木の発生状況等を調査し、施業内容を提案）	A	5
成育状況報告	・下刈卒業後から除伐実施までの期間や注意事項が生じた場合に重点的に推移を見守るために実施 ・原則として保育間伐以降5年毎の財団現況確認未了の森について実施（活用度△の森のみ代替可とする）	A	11
被害状況報告	・施業内容・実施時期を十全に把握するため、毎年実施	B1	15
成林可能性調査	・今後の成林の可能性、補植・改植の必要性、獣害対策の必要性、契約解除要請の是非等を判断するため、植栽木の残存状況、成長の程度、高木性有用木の発生状況、周辺を含む獣害発生の状態、土壌の侵食等の現況について詳細に調査を実施	C	0

成育状況等の調査モデルサイクル

成林可能性ランク	活用度	～6年まで	7～10年	11年	12～15年	16年	17～19年	20年	21～24年	25年	26年～	80年	
成林可能性ランク	活用度	下刈		除伐1回目		除伐2回目		除伐2類		保育間伐		契約満了	
A	◎	原則として毎年財団視察											
	○	下刈後、3回の成育状況報告 施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	5年毎の財団視察 間伐前年には必ず実施	
	△	下刈後、3回の成育状況報告 施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	施業前年の施業要否	施業完了報告	5年毎に財団視察 間伐前年には必ず実施 又は成育状況報告	
B1	◎	原則として毎年財団視察											
	○	原則として毎年財団視察											
	△	基本的には、成林可能性ランクAへ移行											
B2	◎	原則として毎年財団視察											
	○	更新補助作業の完了報告により確認											
	△	基本的には、成林可能性ランクAへ移行											
B3	◎	原則として毎年財団視察											
	○	財団視察により、他のランクへ移行											
	△	財団視察により、他のランクへ移行											
C		成林可能性調査 契約解除検討）財団視察 改植検討）											

(2) 地方公共団体の関わる森林づくり事業（公有林・私有林）

- ◇森林づくりについては、現況確認などで詳細に現状を把握し、将来にわたり持続可能で健全な森林づくりの実現に向けて適切な管理・資源投下を行う。
- ◇“ニッセイ利府の森”について平成27年度に協定更新を行うが、命名権の更新は行わないため、“ニッセイ利府の森”の名称は8月以降使用しない。
- ◇“ニッセイ利府の森”近隣で、新たに協定を締結し“森から考えるESD学びの森”として環境教育防災林のモデル林としての森林づくりを開始する。近隣の小中学校の学びのフィールドとして開放し、新たな森の活用策を模索していくこととする。
- ◇平成27年度の施業については、“ニッセイ桂湖の森”・“ニッセイ内灘の森”・“ニッセイ利府の森”及び“ニッセイ京丹波の森”の4箇所にて下刈を実施し、“ニッセイ美の山の森”については下刈とツル切を実施する。また、“森から考えるESD学びの森”では植樹を実施する。

地方公共団体の関わる協定締結箇所

名称	所在地	協定等相手先	面積 (ha)	法令指定等	植樹 (本)	協定開始月	協定期間
美の山の森	埼玉県 秩父郡 皆野町	・埼玉県 ・皆野町	3.3301	・埼玉県立美の山公園 普通地域	5,800	H20/3	平成26/3～31/3 5年間
桂湖の森	富山県 南砺市	・富山県	2.2900	・白山国立公園第三種 特別地域 ・土砂流出防備保安林	2,070	H21/7	平成27/4～30/3 3年間
内灘の森	石川県 河北郡 内灘町	・石川県	3.6700	・飛砂防備保安林 ・保健保安林	2,000	H21/10	平成24/10～28/3 3年半
利府の森	宮城県 宮城郡 利府町	・宮城県	5.0000	・水源かん養保安林	500 (注①)	H22/8	平成22/8～27/7 5年間
京丹波の森	京都府 船井郡 京丹波町	・京都府 ・京丹波町 ・京都モデルフォレスト協会 ・和田区山林管理会	0.3900	—	330	H24/4	平成24/4～29/3 5年間
千早の森	大阪府 南河内郡 千早赤阪村	・山林所有者 ・大阪府南河内農と緑 の総合事務所 ・千早赤阪村	2.3250	・金剛生駒紀泉国定公園 第2種・第3種特別 地域 ・土砂流出防備保安林 ・史跡名勝天然物 (千早城跡)	0 (注②)	H26/4	平成26/4-31/3 5年間
森から 考えるESD 学びの森	宮城県 宮城郡 利府町	・宮城県	4.4300	—	150 (注③)	H26/4	平成27/4-32/3 5年間

(注)① 植樹面積は約0.5haで、残りは成林している森のため、体験活動などで活用。

② 林齢40年生程度の人工林での森づくり活動に関する協定であり当財団では植樹は実施していない。

③ 植樹面積は約0.07haで、残りは成林している森のため、体験活動などで活用。

2 行政機関・民間団体等による森林づくりへの支援

行政機関・民間団体等による、公益性の高い場所での事業に対し、資金支援等を行う。

(1) 全国の森林づくりボランティア活動場所の補完

実施予定箇所

活動名	所在地	支援内容（平成26年度実績）	開始年度	備考
大阪府 共生の森づくり	大阪府 堺市西区 築港新町	・ 苗木代支援（30万円） ・ 支社・本部ボランティア参加	平成17年度～	・ 産業廃棄物埋立処分場 跡地 ・ 平成27年度で支援 終了予定

(注) 平成12年度から苗木代を支援していた「なごや西の森づくり」は、平成24年度より植樹から下刈に変更したため、支援金は発生しないが、ボランティア参加は継続予定。

(2) その他

海外の森林保全再生活動への支援事業については、可能な限り現地の事業実施機関と連携して、過去に取り組んだ事業についての現況の把握に努める。

Ⅱ 森林を愛する人づくり事業

1 平成27年度の主要取組

- ◇森林を愛する人づくり事業において、財団の特長である「長期的に継続してきた全国規模の森林づくり」を最大限活かしていくことを再認識し、各取組の中で、森林づくり事業との関連・相乗効果を一層意識していく。
- ◇森林づくりボランティア活動については、2年目となった参加者アンケートの結果を活用し、運営の改善に努めるとともに、「地域との協働」に更に注力していく。
- ◇「学校の森フォーラム」については、開設当年度は参加校募集に終始したが、平成27年度は参加校拡大と同時に、シンポジウム参加校の間でスタートした会員間の交流というフォーラムそのものの活性化を図り、先生が参考にできる情報の充実に取り組むこととする。
また、「学校の森フォーラム」会員間のオフサイト交流会および被災地で生まれた環境教育防災林を全国に広める機会として引き続き復興支援シンポジウムを開催する。
- ◇森林環境教育については、名称を「森林のめぐみに触れる活動」と変更し、昨年度から着手した“ニッセイの森”の間伐材活用を中心に各取組を進めていく。
- ◇財団の認知度向上については、インターネットでの情報発信の充実に加え、先生を読者とする媒体や環境問題に関心の高い層に繋がるメディア等更なる充実に図る。

2 各活動の具体取組

(1) 森林づくりボランティア活動

平成26年度のアンケートに基づき、開催時期の春シフト、枝打や除伐2類・保育間伐へのシフト、更には、クヌギの間伐とホダギ作りの試み等参加者の満足度向上を図ることで、森林を愛する人づくりにつなげていく。また、“ニッセイの森友の会”のほか、地域の方々に参画いただく活動に一層注力する。

平成27年度開催箇所

<u>ア 法人の森林</u>	
下刈：支笏湖(北海道)・常陸太田(茨城県)・富士(静岡県) ^{(注)①} ・ 豊橋(愛知県)	
ツル切：筑前(福岡県)・熊本(熊本県)	
除伐：鮭川(山形県)・ときがわ(埼玉県)・ 湯布院(大分県) ^{(注)②}	
間伐：紫波(岩手県)・賀茂(広島県)・琴南(香川県)・ 八木山(福岡県)	
枝打：社(兵庫県)	
	計 14箇所
<u>イ 地方公共団体等との協定締結箇所</u>	
植樹：森から考えるESD学びの森(宮城県)	
下刈：桂湖(富山県)・内灘(石川県) ^{(注)③} ・京丹波(京都府)	
ツル切：美の山(埼玉県)	
間伐：千早(大阪府)	
	計 6箇所
<u>ウ その他</u>	
植樹：大阪府共生の森づくり	
	計 1箇所

(注)① 枝打を併せて実施。

(注)② 伐採木を活用し、ホダ木作りを試行。

(注)③ 除伐を併せて実施。

(2) 学校の森普及活動

平成26年度に開設した「学校の森フォーラム」について、将来的な共通インフラ化を見据え、その活性化を最優先事項と位置付けて取り組む。学校の森の普及活動の目的についても、学校経営の視点、ESDの視点等を導入して、学校現場の課題に対応する形で改善を図っている。また、参加校拡大に向け、コンテンツの充実策の新規実施及び広報活動の強化とともに、教育委員会・小中学校への訪問勸奨にも引き続き注力する。

ア 「学校の森フォーラム」活性化

(ア) アドバイザリーボード運営

ESDや学校現場での環境学習、学校経営問題に関する有識者で組織するアドバイザリーボードを設置し、参加校の活動内容アンケートやシンポジウム運営についてのアドバイス等、学校の森フォーラム事業に協力いただく。

(イ) 登載内容の充実

- ① 先生や校長先生の視点で役立つ情報の登載
財団の研究支援を受けた研究成果、学習指導計画等
- ② 参加校の学校紹介および活動内容アンケートの毎年更改
- ③ 情報発信に熱心な参加校のHPとのリンク

(ウ) フォーラムメンバーの直接的なメリット付与

- ① 復興支援シンポジウム参加エントリー権の付与
- ② 他の参加校に対する有益な情報提供を目的に、学校の森の授業研究に対して支援金を支給（一校あたり5万円、10校を目処）

イ 第4回復興支援シンポジウム“広がれ、つながれ学校の森”との連携

「学校の森フォーラム」会員間のオフサイト交流会及び被災地で生まれた「環境教育防災林」を全国に広める機会として継続開催する。

なお、平成26年度より実行委員として参画している「学校の森サミット」について、引き続き協賛金を支援し、シンポジウムとの相乗効果にも意識しながら取り組む。

ウ 「ドングリ学校」

「被災地で採取したドングリから苗木を育てて被災地の復興を支援する活動」を継続実施する。育てた苗木の植栽場所について、候補地としていた宮城県岩沼市の千年希望の丘に決定したため、今後の植樹や目指すべき林相について検討を進める。

(3) 森林のめぐみに触れる活動

他団体との差別化が図れる領域に注力して事業を再編することを目的に、平成27年度より従前の森林環境教育を森林のめぐみに触れる活動と変更し、財団自前のイベントとして現場実践および関係団体発掘の場、また、森のめぐみに触れる場として平成26年度から着手した“ニッセイの森”の間伐材活用を中心に更なる強化を図る。

ア 「森林教室」

財団主催の「ふれあい森林教室」および財団と日本生命済生会共催の「自然にまなぶ！自然であそぶ！健康キッズ！」について、子供とその保護者向けに森林観察・施業体験・クラフトのプログラムを提供する「森林教室」と位置付け、継続開催する。

なお、引き続き、宮城県森林インストラクター協会、地球の楽好、その他団体からの協力を得る。

また、後述のearthgarden出展のコンテンツの一つに平成26年度から引き続き「明治神宮自然観察ツアー」を企画し、森林教室の一環として位置付け、開催する。

「ふれあい森林教室」 : 宮城県にて4回開催 「自然にまなぶ！自然であそぶ！健康キッズ！」 : 大阪府にて開催
--

イ “ニッセイの森” 間伐材等の活用

財団の特長である「長期的に継続してきた全国規模の森林づくり」を最大限活かすべく、“ニッセイの森”の間伐材活用をテーマに取組を進める。将来的な全国展開も見据えた試行の場として取り組むこととする。

(ア) 間伐材活用のストーリーが見える間伐ボランティアイベントの開催

財団事業の潜在的なファン層の集客が期待できるearthgarden出展と連動し、一般募集の参加者のみで“ニッセイの森”間伐ボランティア活動を開催し、そこで伐り出した間伐材を使用したネイチャークラフトワークショップをearthgardenでの主なコンテンツとする。

(イ) 日本生命ライフプラザでの間伐材利用クラフトプログラムの試行

全国のライフプラザでの展開も見据え、“ニッセイの森”間伐材を使用したネイチャークラフトワークショップのプログラムを首都圏にて先行実施することとする。

(ウ) 間伐材活用の新たな可能性を探る取組

“ニッセイの森”間伐材活用の更なる広がりや財団の潜在的ファン層の取り込みを目指し、ワークショップ形式での新たなコンテンツのネイチャークラフト等も試行する。

(エ) 森林教室とのコラボレーションの新たな可能性を探る取組

“森から考えるESD学びの森”（宮城県利府町）での森林教室と一般社団法人地球の楽好が主催するマザーズサミット（子育て支援のイベント）での間伐材活用クラフトを連携させることで、新たな層のイベント参加を目指した取組等も試行する。

(4) 知識学習プログラムの提供

ア ニッセイ緑の環境講座

平成26年度に実施したテーマを継承して、「中山間地域で森林の産み出す資源を最大限活用して持続可能な地域を目指す取組」を実践している先駆者を招いた講座を予定する。

開催に際しては、協力団体の発掘とネットワーク構築に努めるとともに、大学へのアプローチを図るなどして講座を活性化させる。

イ 日本生命財団ワークショップ

平成27年度は北海道にて「環境・緑化」分野での市民団体、関係省庁、地方自治体、研究機関、及び報道関係者などを対象にした発表が予定されており、当財団事業と関連性があるため共同開催とする。

(5) 財団事業の認知度向上取組

ア 情報発信の充実

「ホームページ」、「facebook」等を活用した情報発信と双方向のコミュニケーションの充実により、実際に森に行く機会が無い人でも、森林づくりやボランティアの写真等で森林に触れる機会を創出するとともに財団のファンづくりにつなげる。

具体的には、ホームページについては現在1日平均アクセス数が25であるところを50超へ、又、「facebook」については現在約300の“いいね!”の1000達成を目指して改善に取り組む。

なお、インターネット活用についても連携関係の拡大に加え、先生を読者とする媒体や環境問題に関心の高い層に繋がるメディア等、更にはその配布場所の拡充を図り、潜在的ファン層の取り込みにつなげる。

イ ニッセイの森の間伐材を利用した財団活動の紹介

“ニッセイ千早の森”の間伐材で作成したコースターを財団活用のPRに使用する。

Ⅲ 復興支援事業 ～活動で得た教訓を人づくり事業に活かす～

1 森林づくり事業

(1) 施業の実施<Ⅰ-1-(1)-エ 参照>

避難指示区域となっている“ニッセイ飯館の森”以外の箇所については、成育状況・成林可能性ランクに応じた施業・調査を実施する。

また、宮城県利府町の“ニッセイ利府の森”においては下刈の保育施業を実施し、新たに協定締結する“森から考えるESD学びの森”（宮城県利府町）においては植樹を行う。

2 森林を愛する人づくり事業

(1) 森林づくりボランティア活動<Ⅱ-2-(1) 参照>

“森から考えるESD学びの森”（宮城県利府町）において森林づくりボランティア活動を実施する。

(2) 学校の森普及活動<Ⅱ-2-(2) 参照>

ア 「学校の森フォーラム」

「学校の森フォーラム」の活性化を軸とし、学校の森普及活動の一層の推進に取り組む。

イ 第4回復興支援シンポジウム“広がれ、つながれ学校の森”の開催

被災地で生まれた「環境教育防災林」の取組を全国に普及する観点から、東京での開催を検討する。

ウ 「ドングリ学校」

被災地以外の学校で実施する「ドングリ学校」で育てた苗木を宮城県岩沼市の千年希望の丘に植樹する取組を少なくとも5年間継続する前提で実施する。

(3) 森林のめぐみに触れる活動

宮城県にて「ふれあい森林教室」を開催する。

なお、“森から考えるESD学びの森”（宮城県利府町）での森林教室では一般社団法人地球の楽好が主催するマザーズサミット（子育て支援のイベント）での間伐材活用クラフトとの連携による新たな層のイベント参加を目指した取組等も試行する。

収支予算書 内訳表
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

No. 1
(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	予算(計)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	10,500,000		10,500,000
基本財産受取利息振替額	10,500,000		10,500,000
基本財産受取利息	0		0
特定資産運用益	900,000		900,000
森林整備基金受取利息振替額	900,000		900,000
森林整備基金受取利息	0		0
退職給付引当受取利息	0		0
受取補助金	9,000,000		9,000,000
受取造林補助金振替額	9,000,000		9,000,000
受取寄付金	40,840,000	19,810,000	60,650,000
受取寄付金振替額	35,840,000	19,810,000	55,650,000
受取寄付金	5,000,000		5,000,000
森林整備基金取崩収入振替額	30,000,000		30,000,000
森林整備基金取崩収入振替額	30,000,000		30,000,000
森林環境保全特定引当預金振替額	28,500,000		28,500,000
森林環境保全特定引当預金振替額	28,500,000		28,500,000
雑収益	0		0
運用財産利息収入	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	119,740,000	19,810,000	139,550,000
(2) 経常費用			
事業費	119,740,000	0	119,740,000
事業対応分合計	46,056,000		46,056,000
造林事業費	12,663,000		12,663,000
国内植樹事業費	6,000,000		6,000,000
海外植樹事業費	0		0
森林愛護普及啓発事業費	25,190,000		25,190,000
付帯事業費	0		0
期首棚卸高	0		0
期末棚卸高	0		0
構築物減価償却費	2,150,000		2,150,000
看板等減価償却費	53,000		53,000
(役員報酬以下計)	73,684,000		73,684,000
役員報酬	28,040,000		28,040,000
給与手当	20,070,000		20,070,000
退職給付等費用	3,340,000		3,340,000
法定福利費	6,780,000		6,780,000
旅費交通費	1,250,000		1,250,000
通信運搬費	450,000		450,000
消耗什器備品費	360,000		360,000
消耗品費	225,000		225,000
修繕費	450,000		450,000
印刷製本費	90,000		90,000
光熱水費	270,000		270,000
賃借料	10,818,000		10,818,000
租税公課	5,000		5,000
寄付金	0		0
清掃費	540,000		540,000
渉外応接費	375,000		375,000
企画調査費	90,000		90,000
雑費	342,000		342,000
什器備品減価償却費	90,000		90,000
ソフトウェア減価償却費	99,000		99,000
管理費	0	19,810,000	19,810,000
役員報酬等		9,140,000	9,140,000
給与手当		2,710,000	2,710,000
退職給付費用		943,000	943,000
法定福利費		1,201,000	1,201,000
会議費		1,850,000	1,850,000
旅費交通費		290,000	290,000
通信運搬費		50,000	50,000
消耗什器備品費		40,000	40,000
消耗品費		25,000	25,000
修繕費		50,000	50,000
印刷製本費		10,000	10,000
光熱水費		30,000	30,000
賃借料		1,202,000	1,202,000
業務委託費		1,760,000	1,760,000
租税公課		5,000	5,000
寄付金		0	0
清掃費		60,000	60,000
渉外応接費		375,000	375,000
企画調査費		10,000	10,000
雑費		38,000	38,000
什器備品減価償却費		10,000	10,000
ソフトウェア減価償却費		11,000	11,000
経常費用計	119,740,000	19,810,000	139,550,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
森林保険解除益	0	0	0
森林保険金収益	0	0	0
雑収益	0	0	0
森林保険金等収益	0	0	0
受取寄付金振替額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
森林資産損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高			19,186,525
一般正味財産期末残高			19,186,525
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産増加額	122,590,000	19,810,000	142,400,000
基本財産受取利息	10,500,000		10,500,000
森林整備基金受取利息	900,000		900,000
受取造林補助金	9,000,000		9,000,000
受取寄付金(日生)	102,190,000	19,810,000	122,000,000
一般正味財産への振替額(減少)	▲ 114,740,000	▲ 19,810,000	▲ 134,550,000
基本財産受取利息振替額	▲ 10,500,000		▲ 10,500,000
森林整備基金受取利息振替額	▲ 900,000		▲ 900,000
受取造林補助金振替額	▲ 9,000,000		▲ 9,000,000
寄付金振替額*	▲ 35,840,000	▲ 19,810,000	▲ 55,650,000
森林整備基金取崩収入振替額	▲ 30,000,000		▲ 30,000,000
森林環境保全特定引当預金振替額	▲ 28,500,000		▲ 28,500,000
当期指定正味財産増減額	7,850,000	0	7,850,000
内 森林資産増加額	37,850,000	0	37,850,000
指定正味財産期首残高			2,622,118,107
指定正味財産期末残高			2,629,968,107
III 正味財産期末残高			
			2,649,154,632